

株式会社日立製作所 王禅寺センタ  
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

株式会社日立製作所（以下「日立製作所」という。）王禅寺センタに係る計量管理規定に関し、日立製作所から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和2年9月30日付けHR20-121B）（以下「計量管理規定変更認可申請書」という。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：株式会社日立製作所

執行役社長 東原 敏昭

申請日：令和2年9月30日

申請の理由：法令の改正等のため

申請の内容：日立製作所の計量管理規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下の通り。

1. リバッチングの追加
2. 計量管理責任者の変更
3. 事故損失等に係る報告の追加
4. 記載の適正化

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）（以下「国規物規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること、並びに法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことについて確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. リバッチングの追加に伴う変更

提出された新旧対照表をもって確認したところ、リバッチングに係わる記載が追加されたことにより、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するための変更が適切に行われていることを確認した。

## 2. 計量管理責任者の変更

提出された新旧対照表をもって確認したところ、計量管理責任者の変更が国際規制物資の適切な計量及び管理の確保に影響を及ぼさないことを確認した。

## 3. 事故損失等に係る報告の追加による変更

事故損失及び事故増加に係る原子力規制委員会への報告が追加され、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するための変更が適切に行われていることを確認した。

## 4. 記載の適正化に伴う変更

提出された新旧対照表をもって確認したところ、条ずれなどの記載の適正化が図られており、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するための変更が適切に行われていることを確認した。